

◇建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書の交付に係る手数料一覧〈焼津市〉

申請単位：件

申請の区分		評価方法	手数料の額（単位：円）
建築物の区分	床面積の区分		
非住宅建築物 ・工場等の用途の部分を除いた建築物の部分 ・工場等の単一用途の建築物を除く （区分単位：㎡）	～ 300以内	標準入力法・主要室入力法	62,000
		モデル建物法	24,000
	300超 ～ 1,000以内	標準入力法・主要室入力法	78,000
		モデル建物法	30,000
	1,000超 ～ 2,000以内	標準入力法・主要室入力法	101,000
		モデル建物法	41,000
	2,000超 ～ 5,000以内	標準入力法・主要室入力法	146,000
		モデル建物法	68,000
	5,000超 ～ 10,000以内	標準入力法・主要室入力法	182,000
		モデル建物法	90,000
	10,000超 ～ 25,000以内	標準入力法・主要室入力法	216,000
		モデル建物法	109,000
	25,000超 ～	標準入力法・主要室入力法	247,000
		モデル建物法	128,000
非住宅建築物 ・工場等の単一用途の建築物 ・工場等の用途の建築物の部分 （区分単位：㎡）	～ 300以内	標準入力法 ・ 主要室入力法 ・ モデル建物法	5,000
	300超 ～ 1,000以内		8,000
	1,000超 ～ 2,000以内		11,000
	2,000超 ～ 5,000以内		30,000
	5,000超 ～ 10,000以内		45,000
	10,000超 ～ 25,000以内		56,000
	25,000超 ～		70,000

注) ① 新築及び増改築に適用する。

② 手数料の額は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料（変更判定をして場合はその手数料）と同じ床面積区分の手数料の額を採用する。